

藤枝駅南口西地区A B C街区開発事業提案競技審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 藤枝駅南口西地区A B C街区開発事業提案競技に係る事業者募集方針及び提案された開発事業計画の内容の審査を行うため、藤枝駅南口西地区A B C街区開発事業提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審査委員会の委員の数は10人以内とし、学識経験者、市議会議員及び市職員で構成する。

(委員長及び副委員長)

第3条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、及び副委員長は、市長が任命する。

3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(設置期間)

第4条 審査委員会の設置期間は、平成17年11月15日から平成18年3月31日までとする。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(審査結果の公表)

第6条 審査結果は、公表する。

(幹事)

第7条 審査委員会に幹事を置く。

2 幹事は、審査委員会の会議を補佐する。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(運営の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月15日から施行する。